

平成23年第7回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 12月7日（水）から12月21日（水）まで15日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	摘 要
12月7日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
8日	木			
9日	金			
10日	土			
11日	日			
12日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
14日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
15日	木	民生産業委員会	10時	付託事件審査
16日	金	総務文教委員会	10時	付託事件審査
17日	土			
18日	日			
19日	月			
20日	火			
21日	水	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成23年鞍手町議会第7回定例会会議録（第1号）						
平成23年12月7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成23年12月7日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成23年12月7日 午後1時20分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	5	田中二三輝	出欠			
	6	原哲也	出欠			
	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	武谷保正	出欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職 務 席	議会事務 局長	長友浩一	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	轟崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	渡辺智文	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	鯨坂健二	出欠
議事日程		別紙のとおり				
付議事件		別紙のとおり				
会議経過		別紙のとおり				

平成23年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月7日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第77号 鞍手町定住促進奨励金交付条例
- 日程第5 議案第78号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第79号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第80号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第81号 鞍手町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第82号 鞍手町歴史民俗資料館管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第83号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第84号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第85号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第86号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第87号 平成23年度鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第88号 平成23年度鞍手町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第89号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第90号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定

平成23年12月7日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から平成23年第7回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、監査より提出されています例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました請願1件、陳情2件はお手元に配布しています。請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますのでご報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において10番議員 武谷保正君及び11番議員 宇田川亮君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から12月21日までの15日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙の通り議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。

日程第4 議案第77号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第4 議案第77号について、提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第77号は、鞍手町定住促進奨励金交付条例であります。

本条例は、本町に定住する目的をもって住宅を取得する者に対し、定住促進奨励金を交付することにより、定住の促進と人口の増加を図り、もって活力に溢れた町づくりに寄与するために制定するものです。

以上が、議案第77号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第5 議案第78号から日程第9 議案第82号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第5 議案第78号から 日程第9 議案第82号の5件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第78号は、鞍手町税条例等の一部を改正する条例であります。

本条例の改正は、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴う改正及び納税義務者の利便性や、実情に応じた住民福祉やサービスの向上を図るため、所要の規定を改正するものです。

次に、日程第6 議案第79号は、鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例の改正は、鞍手町総合福祉センターと鞍手町文化体育総合施設との算定基準の整合性を図るため、使用料金を改正するものです。

次に、日程第7 議案第80号は、鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例であります。

本条例の改正は、鞍手町附属機関等の設置及び委員選任の基準に関する要綱に基づき、選出区分等の整備を行うため改正するものです。

次に、日程第 8 議案第 8 1 号は、鞍手町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例の改正は、鞍手町歴史民俗資料館の長年の活動実績が評価され、博物館の指定登録を受けたことにより、名称の変更が必要となり改正するものです。

次に、日程第 9 議案第 8 2 号は、鞍手町歴史民俗資料館管理運営に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例の改正は、鞍手町歴史民俗資料館が博物館の指定登録を受けたことによる名称変更と、博物館法の改正により条例の一部を改正するものです。

以上が、日程第 5 議案第 7 8 号から日程第 9 議案第 8 2 号の 5 件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第 10 議案第 8 3 号から、日程第 16 議案第 8 9 号までの 7 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第 10 議案第 8 3 号から 日程第 16 議案第 8 9 号までの 7 件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 10 議案第 8 3 号は、平成 23 年度鞍手町一般会計補正予算第 3 号であります。

本補正予算の歳入につきましては、福岡県市町村振興協会及び福岡県町村会からの交付金等に伴う補正予算となっております。

また、歳出については、退職手当や病院事業会計への後期分の繰出金等を盛り込んだ補正予算となっております。

これらの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 3 2 4, 1 1 8, 0 0 0 円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 6, 6 3 7, 4 4 5, 0 0 0 円としました。

次に、日程第 11 議案第 8 4 号は、平成 23 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号であります。

本補正予算は、基準超過費用額の確定に伴う国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金の変更などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 1 2, 5 3 7, 0 0 0 円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ 2, 3 1 0, 3 0 8, 0 0 0 円としました。

次に、日程第 12 議案第 8 5 号は、平成 23 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号であります。

本補正予算は、平成 22 年度の出納閉鎖に伴う滞納繰越保険料及び前年度繰越金の確定などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 2 3 0, 0 0 0 円を追加し予算総額を、歳入歳出それぞれ 2 1 6, 5 5 9, 0 0 0 円としました。

次に、日程第 13 議案第 8 6 号は、平成 23 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予

算第3号であります。

本補正予算は、人件費の調整や工事費等の減額など補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ136,708,000円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ623,147,000円としました。

次に、日程第14 議案第87号は、平成23年度鞍手町水道事業会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、人件費の調整や浄水場改良工事費の追加などの、補正要因を調整したものです。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、支出で474,000円減額し、支出総額を283,790,000円としました。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、収入で14,383,000円追加し、収入総額を805,376,000円、支出で17,278,000円追加し、支出総額を909,500,000円としました。

収支差引不足額104,124,000円は、当年度分損益勘定留保資金等から補填することにいたしております。

次に、日程第15 議案第88号は、平成23年度鞍手町病院事業会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、収入や支出等の調整を行った結果、収入の総額を2,762,235,000円、支出の総額を2,696,891,000円とし、収支差引65,344,000円の利益を計上いたしております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出において、一般会計負担金の後期分に伴う収支等の調整を行った結果、収入の総額を162,693,000円、支出の総額を276,565,000円とし、収支差引不足額113,872,000円は、当年度分損益勘定留保資金から補填することにいたしております。

次に、日程第16 議案第89号は、平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、入所者や通所者の利用者数変更に伴う収支等の調整を行った結果、収入の総額を348,143,000円、支出の総額を342,528,000円とし、収支差引5,615,000円の利益を計上いたしております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出において、収入の総額を170,000円、支出の総額を23,596,000円とし、収支差引不足額23,426,000円は、当年度分損益勘定留保資金から補填することにいたしております。

以上が、日程第10 議案第83号から日程第16 議案第89号までの7件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第17 議案第90号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第17 議案第90号について、提案説明を申し上げます。

日程第17 議案第90号は、鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定であります。

鞍手町社会福祉協議会を、同施設の指定管理者の候補として選定しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間としています。

以上が、議案第90号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日8日から11日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日8日から11日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 13時20分

平成23年鞍手町議会第7回定例会会議録（第2号）						
平成23年12月12日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成23年12月12日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成23年12月12日 午後3時12分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	5	田中二三輝	出欠			
	6	原哲也	出欠			
	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	武谷保正	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職 務 席	議会事務 局長	長友浩一	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	轟崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	渡辺智文	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	鯨坂健二	出欠
議事日程		別紙のとおり				
付議事件		別紙のとおり				
会議経過		別紙のとおり				

平成23年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月12日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一 般 質 問 通 告 一 覧 表

平成23年第7回定例会

No. 1

質 問 者	質 問 事 項 及 び 質 問 要 旨	答 弁 指 定 者
2 番 須山由紀生	1. 町発注の公共工事の実態について (1) 平成22年度の入札工事及び随意契約の件数は (2) 町内業者の受注率は (3) 住宅リフォーム助成制度で中小事業者の救済実施は	町 長
5 番 田中二三輝	1. 「協働のまちづくり」への取り組みについて (1) 「協働」とは (2) 「協働」を町民に対し、どのように浸透させるのか (3) 「協働体制の構築」の取り組みは	町 長
12 番 岡崎 邦博	1. 小中学校の再編（統合）について (1) 中学校統合後の移転候補地として小中学校統合整備計画策定委員会において町が示したとされる旧宮本学園跡地は、売却によってかんがい基金への返済に充てると町長が公約していたが、どう履行するのか (2) 第4次及び第5次行財政改革プランで示された方針と統合整備計画策定委員会で町が示したとされる町の考え方との整合性について (3) 小中学校統合後の学校設置場所を決める際の検討項目や基本的な考え方は 2. 小中学校の学校事務について (1) 臨時職員対応によって生じている課題と課題解決に向けた方策は	町 長 教育長 町 長 教育長
11 番 宇田川 亮	1. 子ども・子育て新システムについて (1) 「新システム」についての町の考え方は (2) 関連施設及び保護者からの意見聴取は (3) 公的保育と今後について 2. 緊急経済対策等の活用について (1) 雇用・経済・防災など、県に配分された補助金・交付金で使い切れてないものは (2) 期限内や延長されるものについて町で活用できるものに早急に取り組むべきでは (3) 大震災を受けて、公共施設の整備計画が改正されたが、内容と活用は	町 長 町 長

平成23年12月12日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に2番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

○2番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回入札工事及び随意契約等の件数ということで、平成22年度の鞍手町発注の公共工事の状況、実態について質問をさせていただきます。

平成22年度の各課別の入札工事及び随意契約等の発注工事件数を教えて頂きたいと思えます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

平成22年度の工事に係る件数ということでございます。入札に付した工事は94件、随意契約とした工事は17件となっています。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

入札工事94件、随意契約が17件ということですが、この入札工事及び随意契約等の工事名、工事の内容、請負業者さんの社名等の詳細が分かれば後日で構いませんので、資料で頂ければと思っております。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

詳細については、件数が多いので縷々説明の準備をしていませんので、後日資料を用意させます。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

次に、今お答え頂いた発注件数に対して、町内の業者さんがどの位の率で受注しているのか、受注件数、受注率等が分かれば教えて頂きたいと思えます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町内業者の受注率ということでございますが、入札にした工事件数94件の内88件、率で93.6%。随意契約した工事17件の内16件が随意契約ということで94.1%。以上が町内業者が受注した件数及び率となっています。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

かなり高い率で発注されているようですが、受注する会社の規模や能力、条件等、色々問題があるかと思いますが、今後も出来るだけ地元の町内の業者さんに仕事が行き渡るように受注率を維持して頂く努力をお願いいたします。

そうすることによって町内業者さんの仕事も増え、町の税収アップにも繋がり、お互いが相乗的に潤うのではないのでしょうか。また指名願いを出せない中小零細業者さんにも、下請けや、その他の付帯工事といった形で仕事が回って来る可能性が少なからず出て来ると思います。是非今後もよろしくをお願いいたします。

これは先日地元建築関係の個人の業者さんのところを訪問した時に、こう嘆いていました。一番先に出て来る言葉は仕事がない。どうにかならないのでしょうか。激しい人は3年も仕事がない人もおられました。トラックは車検も受けられず置いたまま、かといってトラックを手放せば仕事が来た時に何も出来ないという悪循環。おまけにその方は無年金で、健康保険だけは掛けていないと病院にも行かれないと言われていました。蓄えを食いつぶして国民健康保険の掛金を払っていたが、その蓄えも底をつき、今は借金をして払っているそうです。

こういった実態も地元の業者さんの受注率が上がれば、中小零細業者さんの仕事にも、少しはプラスになるのではないのでしょうか。

こういった問題を少しでも少なくして頂くために、どうすれば良いか町としての考えをお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

以前から指名業者等々につきましては町内業者優先ということで、その精神は今も変わっていません。ただ言えることは特別工事については、該当者が町内業者にない場合はどうしても町外業者という形になるかと思いますが、まず指名につきましては、その範疇にあれば、小さい業者の方でも指名を受けられるという条件になっています。

ただ今言われます仕事が無いということで、仕事を何らかの形で斡旋、仕事を出せば潤うという趣旨ではあるかと思いますが、実態は鞍手町の大きい公共工事が少ないという状況でありまして、その中で出来るだけのことは町でやって行っているわけですが、何せこうい

うご時世の中で非常に仕事がそのように手が廻らないというのが実態であろうかと思えます。そういう気持ちも踏まえまして、行政としても仕事があればやっていかないといけないという考えは持っています。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

町の財政が悪いということも分かります。鞍手町が色々努力をされているということが、町長のお話でよく理解させて頂きました。

その他に、今までの一般質問にも何度も出ていますが、住宅リフォーム助成制度を実施して、町内の工務店や大工さん等、中小零細業者さんを救済する方向もあると思います。既に内容をご存じだと思いますが、県内で最初に住宅リフォーム助成制度を実施した筑後市では、工事費の10%を補助し、最高額10万円とするもので、500万円の補正予算を組みました。

この取り組みは、たった2ヶ月半で予算額に達し、実績は受注75件、工事総額は6400万円、1件平均85万円となり、地元経済への波及効果は予算面だけで1.3倍となっています。重要な地域振興策であることが実証されています。またこれを実施することでリフォームを機に、家具や家電、カーテン等を買換える等の波及効果も生まれています。

その後実施自治体は11に増え、9月議会で実施の約束或いは前向きな回答が示されたのは5自治体となっています。近隣自治体では小竹町が9月より実施、宮若市が9月議会で議論を行い、試験的に実施する方向だそうです。

また北九州市議会では住宅リフォーム助成制度の実施を求める議会決議が全会一致で可決されました。福岡県は今年度から耐震対策として木造戸建て住宅に市町村が助成している自治体に対し、県単事業として助成額の2分の1を加算するという予算措置を取りました。

その他県外では、秋田県が申請補助金額が15億円を超えたため、この12月議会で住宅リフォーム緊急支援事業に1億7550万円を追加補正したそうです。このように経済波及効果抜群の住宅リフォーム助成制度の取り組みが、他自治体でもどんどん実施されています。また地域の景気対策にも大きな効果が出ています。

この住宅リフォーム助成制度の取り組みについて、町長のご意見をお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

個人住宅のリフォームについてということですが、これは以前から質問が出ていました。私の考えを述べて来た経緯がありますが、まずは平成22年度に限り国の助成制度があって、耐震の関係についても30万円、上限を20戸の募集がありました。この辺のところも1件申し込みがあったのですが、途中で辞退されたという経緯。

また、鞍手町の高齢者の住みよか事業等にも取り組んでいますが、この辺のところも申請

があったということは伺っていません。

今言われます国、県の事業で10%を超える額ということでございますが、実際今は緊急を要する事業を鞍手町は多々抱えていますので、そういうことを踏まえまして、この事業については今しばらく時間を与えて頂きたいということでございます。

景気が良くなって来たかなと思ったら、震災・台風等で国の予算が抑えられて、非常に思うとおり事業が出来ないというのが実態でございます。

そうは言いながらも最小限度、町民の皆さんに対して福祉に関わることはやって行かないといけないという気持ちは、依然として変わっていませんが、状況としましては、そういう状況であるということをご理解して頂きまして回答とさせていただきます。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

色々財政上の問題等々があるかと思いますが、是非この鞍手でも前向きな検討を再度お願い致しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 川野 高實君

以上で須山由紀生君の質問を終了します。

次に、田中二三輝君の質問を許可します。

○5番 田中二三輝君。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

平成23年度から平成27年度までの5年間、本町の基本構想である第4次鞍手町総合計画では、まちづくりの主役は鞍手町で暮らす私達一人一人です。

地域社会のあらゆる場面で私達一人一人が力を合わせて助け合い、知恵を出し合い、まちづくりに参加すれば、活気に満ちあふれた町がきっとつくれる筈です。

第4次鞍手町総合計画では、鞍手町で暮らす人を最も重要なキーワードとしており、「人の力が地域の力」を計画のキャッチフレーズとしています。

更に、まちづくりの4つの柱として、それに基づく19の基本施策でこの計画は構成されています。当然この計画に従って粛々とまちづくりに努力され、職員の方々も新たな事業や、既存の事業の充実に限られた人員で努力されていると理解をしています。

更に、計画期間を同じとする第5次行財政改革プランでは、この4つの柱である、みんなでまちをつくるを推進するために策定されています。

ここで第5次行財政改革プランの改革の目的を確認したいと思います。町長よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

質問の通告書とちょっと違っておりますが、出来るなら具体的に通告書に基づいて質問を

して頂きたいと。こちらの方の準備が出来ませんので、これはお願いでございます。

まず、改革の目的、町財政の健全化と共存、まちづくりの充実、改革の目標としまして、協働によるまちづくり、資産の有効活用を行う体制の確立、効率的・効果的な運営による健全財政の確立、そういう中で、人が主役のまちづくり、資産を有効活用するまちづくり、健全財政を確立出来るまちづくり、こうものを行財政改革として上げています。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

質問の流れからいって、今のは確認したいことございましたので、確認をさせて頂きました。

そのとおり、町財政の健全化と協働のまちづくりの両立というのが改革の目的になっています。本日はこの改革の目的の後半部分、協働のまちづくりについて、町長がイメージされている、または思い描いている将来像についてお伺いいたします。

まずお伺いする前に、協働という言葉の持っている意味は、非常に奥が深く、裾野広い、難しい言葉であると思っております。

町長がどのようなイメージでこの協働という言葉を受け止めておられるのかお伺いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

質問者が言われるように、協働という言葉は幅が広うございまして、近年地域づくりや、まちづくり等の分野でパートナーシップの在り方を表現する概念として捉えていますが、私は「自助・共助・公助」の理念の下に、住民の方々と力を合わせながら、知恵を出し合い、協働と互助の精神を基本姿勢に、充実したまちづくりを目指しています。

第4次鞍手町総合計画で掲げている協働とは、住民と行政が連携して地域の課題の解決のために、共に積極的に考え、協力して行くことであると考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

今町長から「自助・共助・公助」という言葉が出ました。私もこの共助なくして協働のまちづくりは出来ないと考えています。ここで考えが一致したことは大変嬉しく思います。

更に、鞍手町総合計画や第5次行財政改革プランに基づいて、新たな取り組みが行われていると思われませんが、その主体が区となった時には、区に入っていない方々への情報の伝達や対応が問題になるのではないかと私は心配しています。

各区長の皆様方にも、それぞれ温度差というものがあると思います。こういう場合、公助の立場として、どのように対応しようとお考えですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

区に入っていない方の対応ということであろうと思います。この辺につきましては、各区長さんを通じて鋭意努力していると。具体的な活動につきましては総務課長の方から説明させます。

○議長 川野 高實君

白石総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

区に入られていない方に、地域コミュニティに参加しましょうというようなチラシを毎年郵送しています。今年も先日区長会がありまして、その中で皆さんと相談をし、約1500世帯ぐらい入られていない世帯があるわけですが、その方々にチラシを作って郵送しましょうと。

また区長さん方が自らチラシを持って行って、加入の呼びかけをされているという努力もされています。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

基本的な単位が区であれば、今言うようなことが懸念をされるわけですし、その時も相談するのは区長の皆様ということになります。それよりも地域としてブロック単位等々に位置づけを変え、考え方を改めて行けば、そこに住んでいらっしゃる住民の方々は、区民でなく住民ということになるかと思います。そこに共助という考えを持たせて行く、これこそが協働のまちづくりの第1歩ではないでしょうか。私は少なからずそう思います。

共助という言葉は、文字通り共に助け合う、例えばグループやある団体、組織等々に於いては一つの目的に向かった人間が集まるわけですから、これは自然発生的に共助という考えが出て来る。いわゆるチームワークというものも共助の考えになると私は思います。

従って、この共助という考えを広く知らしめるためには、区、若しくは区長さん方をお願いするのは確かかも知れませんが、もっと小さな範囲、若しくはもっと大きな範囲で、一つの地域として受け止めて、その協働という考えを知らせて行くというような方法もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

住民参加の方法と思いますが、私は基本的に今、区長、自治会を一つの行政の末端組織としての考えは持っています。

今出前講座等も10月から始めました。そういうところが、最低10名以上の団体、グル

ープ等も含めて出前講座、趣旨も徹底してやっている状況でございますから、そういう団体の方があるとするなら、区に入っていない方がおられるとするなら、そういう方と一緒になっている。ただ組織の区の行政の問題は、ただ小さく今41区がありますが、その中で適正な区民の世帯数がいいかということも考えなければならない問題もありますが、予想としてはある程度、区の世帯数は150は欲しいなという考えは持っていますが、少ない世帯数の区は40世帯前後という状況でありますので、そういうものがあるとするなら、出前講座あたりも町が開いていますので、そういう中でもう少し詰めて、皆さんの意見を聞いて行きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

なかなか区というものが行政の末端組織であるという事実がある以上、なかなか情報の伝達というのは区長さん方を通じてというのが基本にあるということは十分理解しています。

しかしながら区に入っていない方々も同じ町民でございますので、是非、情報の伝達に偏りがないようにして行くようお願いをいたします。

繰り返しになりますが、共助の考えが浸透した中で、協働のまちづくりというものが住民参加で成り立って行くとは強く考えています。

平成24年度末までに、この協働のまちづくりの推進基本計画を策定するという計画になっていると思っております。後15ヶ月です。この取り組みに対する行政の考え方をしっかりと町民の皆様が理解して行くためには、町民の方々との対話、説明の機会等々が必要ではないでしょうか。

恐らくこの協働の助け合い、コミュニティ、コミュニケーションを取りながらやって行く、この協働の考えの中には、個人で出来るものは個人でやる。個人で出来ないものは地域でやる。更に行政でやるという色分けをやりながら、この協働のまちづくりを推進して行くというように、この行財政改革プランの中では読み取れるところが端々でございます。

従って、もしかしたら町民の皆様の中には、町が今後何もしてくれないという考え、意見を持たれる方も出て来るかも知れません。この取り組みが順風満帆でスタートするためには、行政と住民の意識の共有が欠かせないものであると思っております。

町長は普段汗をかくという言葉が数度となく使っていらっしゃいました。今こそ汗をかくということを実現する、実行する最も重要な15ヶ月間となると私は強く感じています。

流水間断なしという言葉がございます。目的に沿って真っ直ぐと強く進んで行くためには住民の方々との対話、説明会に時間を割いて頂いて、意識の共有に向けた努力をする15ヶ月というふうにして頂きたいと思っておりますが、町長、この件について、しっかりとお約束が出来るかどうかお答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

鞍手町に相応しい協働の在り方につきましては、具体的な仕組みや体制を今から出来るところは取り組んで、住民に周知徹底を図って行くという作業を進めているところでございます。

では、どういうことをやるか。出前講座も既に出しています。今からどういう形でやって行くかということには、もう少し具体性を持ってやる。その前に皆様にお知らせをして行くと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

意識の共有をして行くのだということを強くお感じになって頂きまして、しっかりと汗をかく努力をして下さいますようお願いいたします。

話題を変えますが、総合計画や行革プランでは、計画によるとプロジェクトチームを作って、協働推進の組織体制を整備するとあります。

各課への振り分けや、プロジェクトチーム編成の優先順位等は既に検討済みでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今総合計画、行財政改革、いろいろ関連がありますが、そういうものを鋭意協議しながら、頭に入っているという状況でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

プロジェクトチームに参加される職員の方は、この協働まちづくりに専従、専任されるのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

専任はありますが、専従は考えていません。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

今回の総合計画や行革プランの取り組みは、前向きで意義のあるものだと私は強く感じています。これらの取り組みは多方面に亘り、相当量のボリュームでこの計画が出来上がって行くものだと思っております。

従って、この協働体制の構築ということについては、担当課が推進して行くというふうに、

この行革プランではなっていますが、どの課が担当の課になるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

窓口としましては企画財政の方でやっています。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

今回の行革プランというものの取り組み、多くの課題と項目、これは先程も述べました。これらを実行するためには、各課にそれぞれ担当が分散される方法でなく、通常の業務とは別に作業が発生することとなりますので、是非作業効率と職員のパフォーマンスに於けるマイナス面が出ないようにして頂きたいと思います。

更に、各課に於いては多くの人材がいて、各課で担当する職員の方が、専任がいてやっけて行くというのでしたら話が違いますが、現状ではそうはなっていないと思います。少ない人数で今の業務、総合計画で出る業務、行革の協働まちづくりで出来る業務、これらを一辺でやっけて行かないといけないという状況になっていると、私は危惧をいたしています。

先程も述べましたが、共助の考えを取り入れて行くためには、まず少人数でチームを作って頂いて、鞍手町を変えるのだ、鞍手町をみんなで変えるのだ、新しい鞍手町を作るんだという気持ちをトップから担当の方まで持って頂いて、前向きに集中的に取り組んで行く必要があるのではないのでしょうか。

担当課、または専属の担当班を早急に作って、作業の一元化を図り、計画の確実な実現を目指した方が、私はこの計画が1日も早く実現に向けた第1歩を踏み出すものであると思いますが、町長はいかがお考えですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

専従はしない、専任と少数精鋭主義でやっています。この手法につきましては、一部はこういうことでやるという、企画がリーダーを取って頂いて、今からいるところはプロジェクトチームを作り、いらなところは作らないということで、今から計画を策定しているというのが現状でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

何度も同じ質問は繰り返しません、これらの実現を目指して職員の方々の作業効率が向上する体制作りというものだけはしっかり見定めて頂きたいと思います。職員の方々が前向きに取り組める体制作り、職員の方々が新しい発想と活発な意見交換が出来る環境作りには

非努めて頂きたいと思います。

2011年3月18日発行の臨時号「広報くらて」これが第5次行財政改革プランの概要として発行されています。

この中に、改革の目的、目標を示す中に、協働によるまちづくりという項目がございます。この後半部分に、各種まちづくり団体と体系的な連携を図り、誰もがあらゆる面からまちづくり活動に取り組める協働のまちづくりの体制を整えますとあります。

同じような内容で掲げられた先進地の協働まちづくりというものもございます。この事業展開の中で次のような批判が出ています。

一部の市民運動団体が自治体の政策立案や決定に直接関与し、自治体運営の主導権を握ることを目的としたものだ。

協働の名の下に、自治体の政策立案に関与するNPOに対して、税金から助成金をもっと出せということだと。

このような批判が出ているということを紹介しているものもございます。

これらのことをしっかりと留意して頂きまして、今後作成されるであろう協働まちづくり、10個程度の事業が予定されているというふうに、この行革プランにもあります。

このような批判が出ることをないよう十分留意して頂きまして、取り組みにしっかりと、町長が前向きに汗をかき、積極的に取り組み、しっかり議論を交わし、真に町住民に有意義なものが出来上がることを注意深く、今後見定めて行きたいと思います。

おそらくこの事業に対して、いずれ条例等も出来るかも知れませんが、しっかりと今後、この状況、計画の推進に当たりましては注意深く議論を交わして行こうと思います。今後ともしっかりと前を向いた計画を作っていくのだという強い町長の気持ちを確認したいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

他の自治体もこういうことがあるという事例を出してですが、鞍手町としましては肅々と、町民の目線で、偏った独断と偏見は取りません。毅然としてやって行きます。私の気持ち、意思をはっきり皆さんにお伝えいたします。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

この協働のまちづくりは素晴らしい計画だと思っております。是非積極的に前向きに、力強く今後実現を目指して行って頂きまして、今町長が述べられたようなことが実現出来ることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

次に、12番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

○12番 岡崎 邦博君

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今日は2点について質問いたします。

まず1点目は、小中学校の再編についてです。

(1) これは町長にお答え頂きたいのですが、先日議会の全員協議会がありました。その中で中学校統合後の移転候補地として、小中学校統合整備計画策定委員会が4回程開催されているのですが、その中で町が示したとされています旧宮本学園跡地については、柴田町長になって1年目の終わりぐらいだったと思いますが、売却によるかんがい基金への返済を公約していました。その公約についてどのように履行されるのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

現時点で申し上げることは、町としましては統廃合の策定委員会の意見を踏まえまして、中学校の統廃合に向けたソフト面、ハード面の整備に鋭意取り組んで行く考えであるということでもあります。

まず、策定委員会では学園用地を候補地として協議が進んでいますので、そうなりますと、私がこれまで申し上げましたような、これを売却して基金に借りた金を返すということには相成りません。しかしかんがい基金には返せませんが、当該用地としまして文教施設として活用出来ることとなるわけであります。

現時点では方向を定めていませんが、当然中学校は統廃合するということになれば、北中学校、南中学校も、ここは遊休土地となるし、そういうことを踏まえまして時に、これは今後検討するべき問題であろうと思っているところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今の答弁ですと返すことは出来ないが、文教施設として残るからいいではないかというような答弁ですが、基金を取崩して当時の土地開発公社の土地を町が購入する際に、西川沿岸大型かんがい排水施設運営協議会を開催しています。

その中で、町長自らが言われているのは売却して返済すると。100%返せないかも知れない、もしも返せない場合は町の予算の中から、長期的になるが返済すると言われていました。

その後3月14日の議案質疑の日にも、また次のかんがい特別委員会の中でも同じような説明をされています。売却して返せないが町の予算から22億6千万円を少しずつ返済するということになるのですが、それはどうですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

かんがい基金は、当時57億近く入っているわけですが、これを特別基金として作っています。その中で公社の金がどんどん膨らんで9億近くで買った土地が22億なんぼまで金利が付いているわけです。そういうことをしていると、一般財政が破綻するという状況になりましたので、私は一応基金で町が買って、返して、その後は公社用地売却をした時は、それに返還すると言ったわけでございます。

これは返す、返さない、の問題ではなく、臨鉦ポンプが施設運用管理をする時に、水1トン処理するには約1億円掛かるわけです。これがモータ等は臨鉦ポンプが崩れた場合は、当然町の責任です。

私はどうのこうのと言っているわけではないのですが、当然臨鉦ポンプそのものが町の財産になるから、生命と財産を守るためにはどんなことがあっても町がやって行かないといけない。そういう時に一時57億の金を約22億4千万円を借りていると。しかし今その金を運用すると、ポンプが壊れるという時期になっていけませんので、その時点になれば、それなりに手当をして行かないといけない。住民には決して迷惑を掛けない。

ただ言えることは、それをどうして今後年次的に返す、返さないということについては、今の財政状況は、そうしているとまた財政計画が崩れて行く、緊急を要する場合は一般財政で補填して行くということでございます。決してある金が第三者的に移行するというのではないということだけは、最終的には臨鉦ポンプは町の責任で維持管理して行かないといけないという姿勢でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

どうも22億6千万円については返せないというような話で、臨鉦ポンプは町の財産だから町がちゃんと面倒を見るというようなことで、当時の話とは随分中身が変わって来ています。こういうことがあるのではないかなということ、運営協議会の中で出席されている委員は凄く心配をしまして、確約書を書いてくれという人もおりました。また、返済計画を提出してからにしてくれというような方も居たのです。

ですが町長は、ここにちゃんと議事録が残るから、これが証拠になるから、必ず返します、どうか了承して下さいという話をしているわけです。

結果、当時19年ですが、3～4年経って、その人達が心配したとおりになっている訳です。お金は返せません、別のものに使うからいいではないですかというようなことです。

町長の発言として、あまりにも無責任ではないですか。あまりにも軽くないですか。これは運営協議会の中だけの話ではない、議会でもそういう話をしています。

町民懇談会を、当時19年の5月から11月まで約39地区、鞍手町42区ある中の92.9%の区で開催して、町民の皆さんに約束をしています。

町政懇談会の次第として、開会、区長挨拶、町長挨拶の次に旧宮本学園跡地の説明をして

います。その中で同じような説明をしています。私が当時の資料にメモ書きをしています、付加価値を付けてなるべく高く売りたいが、これで返すことは出来ない、基金から借りたお金なので返さないといけない、時間を掛けて返す、長い時間を掛けて行政が責任を持つ、例え合併があっても責任を持つというふうに町長は言われています。

今の発言との整合性はどうか、同じ町長が言っているのですよ、前の町長ではないのです。あなたが言っている発言ですが、その整合性についてもう一度説明して下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

まず合併の時、これは合併特別委員会の4町の中でも、3町の中でも基金についてはきちっと別扱いの原質は取っていました。

もう一つは土地が売却、これは19年3月15日かんがい施設維持管理運営基金等特別委員会では、土地が売却出来た時は基金に戻し入れると。2番目は町が責任を持って、将来に亘り維持管理を確約するという事です。定期的に返すとか時間、20何億借りて鞍手町の状態では今日、明日返せるわけではありません。長期的に時間を掛けて返すという気持ちは変わりませんよ。

問題は町のためにしている金、今困っていたらそれを運用することは、私は決して約束違反ではないし、当然あっていいと思います。また、一部では財政の厳しい中で年間何千万円の金利を払ってするよりも、良い決断をしたという評価をされている方もいるということをご理解して頂きたいと。

ただ22億4千万円を借りたということは事実です。事実ですが、町が責任を持って維持管理する。しなくて臨鉦ポンプがいかれて壊れたから、どうにもならないけどお金がありませんと言っているのではありません。これはあくまでも一般会計から公社が借りたわけです。それは時間を掛けて返すと言っているのです。

たまたま学校問題で、学校の統廃合の問題は、子どもは鞍手町の宝でございます。環境の良い文教施設の中で、健全な子どもを育ててはいけないという観点から統廃合の問題が起きて、皆さんがこういう場所だったらどうかと言われて、それではそこに大体固まりつつあるという状況であるということは、ご理解をして頂きたいと思います。

決して返さないとか、約束はなしとか、公社に返す金で、一般会計に返す金ではないのです。その辺をよくご理解して頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

よくご理解して頂きたいのは町長の方なのです。臨鉦ポンプを町が管理するのは当たり前の話です。別に基金の金がどうのこうののではなく当たり前の話です。その上で特定目的基金であったかんがい基金を取崩して使わせてくれと、この運営協議会の中で言って頼んだのでは

ないですか。全然違うことをすり替えて言っているのです。ですからもう少しご理解してもらおうのは町長の方です。

私が議会の中で聞いたのは、これは貰うのですか、それとも借りるのですかとはっきり聞いています。そうしたら貰うのでなく、借りるのだと、必ず売却して返します。

特にインターも出来る、橋も架かる、あそこの利便性が高まると、だから高く売れるのではないかと言っているわけです。売れても22億6千万円にはならないかも知れないから、その時は一般会計で少しずつ、長期になりますがお返ししますと言って町長が約束しているのです。その時に臨鉦ポンプを町が維持管理するのは当たり前の話ですよ。

臨鉦ポンプを維持管理するから、借りた金は返さないでいいということにはならないのです。そういうふうに町長は皆さんに頭を下げ、皆さんに話をして、色々と言う方もいましたが、概ねしょうがないかなというところで皆さんは承認しているわけです。

後は議会が決めることだということで、ここで確約書は書けませんということになっている。議会としてはそういう皆さんの意見を踏まえて、しょうがないかなということで賛成した方も多いわけです。

その前提条件は、基金にお金を返すということが前提です。そういう前提の中でみんな承諾していているわけです。それが今ここになって、ポンプは町が管理して行くので基金は返さなくていいではないかは全然違う話です。それはあなたが言っているのもう少し前のことを思い出して下さい。ちゃんともう一度答弁して下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この基金の問題、私は返さないのではなく学校問題については、ここを公社の土地が学校用地になるから、これについては返せなくなりつつあると言っているのですよ。出来なかったら一般会計から、返せというなら返して行く方法を考えると私が言ったではないですか。

何にも一般会計に取り込む等は言っていませんよ。一方的にあなたは、私が町財政にして返さないことありきで話をされている、全然違いますよ、誤解しないで下さい。

やむを得ず議会は承認した、やむを得ずも積極的も承認したことに変わりはないではないですか。私が言いたいのは、返すのは返すが長期に時間が掛かると言っているのです。だから時間を掛けて返すということですよ。

他に何か返す方法があれば、こういう資金手当があるとかがあれば、私どももそれに対して検討するというので、鋭意財政については日夜努力をしているわけです。今日それが無かったらどうにもならないということであれば、起債を起こしてもしないといけないということですよ。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いいですか、もう発言が変わっているのです。1回目の文章はそこにあるから読んで下さい。最初あなたはソフト、ハードを整備するのに、返すことにはならないと言っているのです。それがまた返すとか、充てもないのにどうやって返すのか、返すと言っていますが、目処も付いているのですか。何をどうして返すのですか、もう一度答弁して下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

公社の用地が中学校の用地になりつつあるとするなら、当然そこを売るということは出来ないから、出来ませんと答えているわけです。その時点では南中、北中の用地が遊休になるから、その辺を埋めて財源手当をしたいと言っているわけです。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今ある北中、南中を売却して、それに充てるというような答弁なのかどうか分かりませんが、少なくとも今行政財産としてあるものを普通財産として売ったとしても、臨鉦ポンプとは全く関係がないのです。むしろ逆にそれを基金の方へ入れる方がおかしくなりますよ。関係するのは旧宮本学園の用地だけです。その用地は基金を取崩して購入しているわけですから筋道は付きますが、それを学校にした。学校の遊休地は今度売った、それを今度は臨鉦ポンプの基金に入れること自体がおかしくなるではないですか。いい加減なことを言ってもらっては困ります。

少なくともあそこを中学校の候補地に挙げること自体が間違いです。何であそこを候補地に、こういう問題が起こるといことは最初から分かっているではないですか。あそこを候補地にすること自体が間違いです。

それも本当に適した場所かどうか、見れば隣は壁一つ隔てて直方ですよ。中学校の検討委員会の資料を見たら町は扇形ですよ。あそこを背にして120度ぐらいしかないのです。こちら側の人しか通学出来ないのですよ、鞍手の端っこになるような所が本当に生徒が通う環境として適しているところですか。それ自体もおかしいのです。

まずはそこを候補地とすること自体に問題があると思っています。今町長が言われたように、返すと言いながら返せないようになりかけていますが、実はこの基金を取崩す際に、土地を売却して返済する時に、組織を立ち上げて、そこで検討して返済計画を立てる、利用計画を立てるといことも言っています。このことについても私は質問をしました。しかし町長は、私の一存で計画は立てていない、そういう社会情勢にないというふうなことも言いました。

これについても、その運営協議会で言ったことも裏切っているわけです。利用計画、どこを含めてもいいです、返済するための返済計画なり、土地の利用計画はあるのですか。お尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

公社の利用計画は、今学校の統廃合の候補地として上がって、そこに検討委員会で固まりつつあると。だから全員協議会の中で候補地は、鞍手南中学、鞍手北中学の3つの候補地がありますよと。検討委員会の中では一番ベターな位置としては、通学路の問題、安全対策が解決されれば一番良いと検討委員会は意見を出されているわけです。

それを受けて、そういうことであるなら議会で全員協議会をしましょうと。扇形が良いとか、悪いという問題ではないわけです。まちづくりに扇形であろうが、三角形であろうが、核になるところは、あそこの中央公民館境界が一番の適地ではなかろうかと思っています。

結果的に、あなたは始めに公社の金を返す。今度は中学の反対問題にきています。それは策定委員会の皆さんが決めるし、地域に入って説明会もするわけです。

公社の金を返すか、場所が悪いのか絞って下さい。あなたの方が言っていることがおかしいのですよ。扇形、三角になろうが、皆さんが決めて行くことではないでしょうか。状況は変わります。計算どおり行けばいい。

学校は少子化になって人口も減って行っている、学校教育も非常に阻害している。そうするとしなければいけない時は、しなければいけないではないですか。これが第一番の事業ではないですか。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

策定委員会の中でそういうふうになったというようなことを言われましたので、そこについては教育長にお尋ねしますが、策定委員会の中で学識経験者の方が1人おられます。その学識経験者の方は、2回目の会議の中で町の意向として旧宮本学園跡地のことを言われて、3回目は見学に行っているわけです。

町の意向としてそういうものが決まっているのなら、私はここに座っている意味がないと。最初から決まっているものを決めるだけなら、私は居なくていいのではというような発言があったというふうなことを聞いていますが、教育長そういう発言はありましたか、なかったのですか、どうですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

ご質問にお答えいたします。

一方的に策定委員会の中で、私ども町事務局の方は形を出したということはありません。自由に発言していかないと、この策定委員会の意味がないと、今ご指摘されたような発言はございました。

そういう観点から自由な意見を出して下さい、思いを出して下さいということで進行しています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

学識経験者の方がそういう思いを持たれるような策定委員会だったのです。それは当然だと思います。保護者の方達が責任を持って新しい学校の位置を、これが良いとか、これが悪いとか、町が言ったものに対してそれはおかしいのではという意見は出ないですよ。

町の意向はどのようなのですかということを知っていて、町の意向を述べられれば、それは当然そうなるのかなと、多少おかしいかなとか、どうかとかと思っても、そうそう意見は言えないと私は思います。

学識経験者の方が、最初から決まっているものでしたら、私は居なくてもいいではないかというようなところで決まって行っているわけです。

時間が無くなって来ますので、このことについては最後になりますが、少なくとも西川沿岸の大型かんがい排水施設協議会については、事前に説明する必要があるのではないですか。まずここから特定目的基金を取崩す時には話をしているわけです。ですからその方達に説明をして、きちんと納得して貰うというようなことから進まない、裏切ったということをおっしゃられてもしょうがないでしょう。私は言わなくても、住民の方達はやはり俺たちが言った通りではないか。確約書もない、返済計画もないから返さないままやという思いになりますよ。

私は中学校の移転がどうのこうのと反対は一切していませんよ。あの場所が相応しいかどうかは別ですが、私は20年9月の議会の時に中学校が統合するのは必要と言っていますので、統合については賛成ですが、少なくともかんがい基金の排水運営協議会には、事前に説明をして、納得を貰うようにして下さい。

先に進みます。

2番目として、第4次改革プランでは室木小学校と西川小学校が統合についての検討委員会を立ち上げて議論をしましたが、この中で2校の統合では、教育的な観点であるクラス替えが出来るとかというようなことにもならなくて、統合しても1学年1学級になるというようなこともありまして、結果的には統合には至りませんでした。

ただ小学校の現状を見ますと、剣南小学校を除いて全ての小学校で1学年1学級になっています。尚且つ室木小学校は複式学級が2つですか。今後も複式学級が1クラスまたは2クラス出るというような状況です。

これは中学校の統合の報告の中にも、学校は生活条件の異なる子ども同士の関係や交流を通して集団の中で友人と切磋琢磨し、物の見方、考え方を育て、学力だけでなく社会性、豊かな心、意欲を育む場であるが、学校の小規模化は児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、更には学校運営に於いて様々な問題を生じさせる可能性があるということから、まずは中学校の統合というようなことを書いているのですが、それは違うでしょ

う。まずは小学校の方がむしろ危機的な状況にあるわけです。小学校の集合体が中学校になって行くわけですから、小学校が少子化、人数も減っているから、それが中学校に上がって行っているわけです。

私は3年前に耐震化の問題もあった時に、統合について考えたらいいではないですかというようなことを言ったのです。そういったことからすれば、第5次の改革プランの中では小中学校を含めた中で統合について、再編について考えようということで、中学校からすると一つもなっていないのです。そういうことについて整合性がどうなのかということでお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。

小中学校の再編、つまり統合につきましては、第5次行財政改革の実施概要のとおり、子ども達の教育環境を注視した小中学校の再編について検討を行うこととなりました。

しかし小学校は子ども達の学び場であるだけでなく、地域コミュニティと深く関わっていますし歴史も持っています。そういった中で、中学校より地域と強い繋がりを持っていますので、これらを整理するというのは大変なことをごさいまして、小中学校統合を同時に進めるには時間が掛かるという予想をされています。

教育環境の整備が急務である中学校の統合を先に行い、その後小学校の統合に取り組むということで、整合性があると考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

急務なのは先程も言いましたように小学校の方だと思います。今教育長が言われましたように地域の問題、保護者の問題、おらが母校というような関係で、中々理解を得るのが難しいというようなお考えだと思いますが、全協の時も言いましたように、それは行政なり、全員でバックアップして、やはり学校というのは子ども達の教育の場であり、それが最優先として考えて行くべきであると思います。

地域のコミュニティは別の方策をもって、例えば小学校の校舎が無くなるわけではないので、それをコミュニティセンターにするとか、色々な方策があると思います。

それはそれとして別の考えを持ってコミュニケーション作りはするべきであって、やはり教育の場である小学校、中学校をどうするか。それもビジョン又は模型等を作って、こういう小学校にするとか、こういう中学校にするとか、又はこういう統合にしたらこういう方法で登下校はして貰うとか、そういう具体的な保護者の方、地域の方がイメージ出るようにして行くことだろうと思います。

そういうことで考えて行くなら、小学校の統合も私はそんなに時間が掛かるというような

ことはないと思います。イメージが出来ないからどうしても抵抗があるわけです。こういう小学校になりますよ、こういうふうに通学はしてもらいます。勉強は何クラスあって、こういうような形で出来ますということを示すことが必要かなと思います。

次に行きますが、具体的に小中学校統合後の学校設置場所を決める際の検討項目、具体的にどういうものを検討項目として上げて来たのか、又は上げているのか、またそれよりも以前に基本的な考え方です。統合に向けての基本的な考え方についてお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

答弁をいたします。

統合の基本的な考え方につきましては、今ご指摘のように室木小学校と西川小学校の統合問題につきましては、第4次で上げられたにも関わらず、精力的に取り組んでまいりました。平成20年8月から22年3月まで20ヶ月に亘り、9回に及ぶ検討委員会、地域の説明会、この上で非常に小学校の統合の難しい部分が出て来ました。現在で2年3年、4年5年と複式学級でございます。こういう状況になりますという説明をいたしました、やはり現状で行くということで強い反対意見の下に、西川、室木の統合が失敗に終わったわけでございます。

従って、その経緯を踏みまして、小学校の統合は非常難しい問題を抱えていると。ご指摘のように、そういったことで全町的な統合につきましては、しっかりしたイメージと、しっかりした組織、考え方で進まないともまた失敗に終わるということから、取り敢えず中学校につきましては現状が、この前の全員協議会でもお話しましたが、南中学校が4学級、正規教員が8名、教科は10教科、2教科の欠員、教科欠ということで非常勤が入っているという状況下ですので、中学校も非常に急を要するということから、中学校を先に統合しようという形で策定委員会を立ち上げたわけでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

そのお答えは全協の時もお聞きしました。あの時も言いましたが、中学校は3年前からそういうことが分かっていたから、その時に耐震化の施設もする前に、そういうことで進めて頂ければよかったです。今になったということです。中学校の位置にしても、中学校単独でそこにあるのか、今後は小中一貫校というようなことも、教育的効果も非常に大きいというふうな報告もあっています。そういったことも含めて位置取りをどうするかということもあると思います。

学校が一度作られれば3～40年は変わりません。中学校が出来れば今度は鞍手町に1つの中学校になりますから、殆どずっとそこは、半永久的に中学校になるということも考えられます。そういった意味でも、本当に鞍手町の中学校の位置はどこがいいのか、どういうこ

とを考えて決めればいいのかということで、先程お尋ねしたように具体的な項目について、どういふことを検討されたのか、もう一度お尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

ご質問は小中学校統合の学校設置場所を決める際の検討項目や、基本的な考え方はどうなのかということかと思ひます。

学校の設置場所につきましては、統合は対等合併をもって行うということがまず条件でございます。策定委員会では自由な論議をお願いして、現在の両中学校の場所、新規の場所、専門学校跡地等を候補地として検討を行って頂きました。

その結果、両中学校のいずれかを利用することにした場合、老朽化が進んでいますので、校舎の建て替えが必要となった場合には、仮校舎の設置場所の検討や、その間の教育環境の確保等を考慮することが必要であると。新規の場所に設置することにした場合には、広大な用地の確保と、その用地買収等にかんりの時間を要し、現実的には困難が予想されます。

専門学校跡地は新耐震基準で設計建築されており、耐用年数を考えても十分安全に使用出来ます。

また、体育館、プール、グラウンド等を新たに設置するに当たりまして、十分な敷地を要しています。尚、専門学校は土地、施設を売却する意志があることの確認をしています。

これらの検討項目について、検討委員会において検討した結果、専門学校跡地については、中学校教育に適した校舎の改造、通学の安全確保、これらの課題が解決出来るのであればという条件付きで候補地でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今のご答弁の中で通う子ども達にとってどうなのかが1つも入っていません。校舎をどうするとか、どこにするとかばかりで、ここに通う子ども達にとってどうなのかという項目は一つもありません。例えば中学校であれば徒歩で歩くのは、大体何キロまでは徒歩で通学させるのかとか、自転車通学はどうするのかという項目もある筈です。

通学路をどう確保するのかとか、スクールバスを回すとすれば、スクールバスをどのように回すとか、回す際にはどれ位の経費が掛かるとか、そういった子ども達が実際に通うに当たって、項目が今の中では一つも言われていないのですが、その辺はどうなっていますか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

子ども達を抜きに論議はしていません。といひますのはまず、通学上の安全が統合によって距離が遠くなりますので、これは大事な問題でございます。

どう通学をやって行くのかということの検討も策定委員会でいたしました。今南北両中学校は校区内のそれぞれの通学距離が4キロ以内でございます。従いまして4キロ以内については自力登校をしようと、それ以上につきましてはコミュニティバス、或いは自転車通学といった形、通学路の整備を合わせてきちっとやった上での候補地ということでございまして、その辺の大まかなことで、詳しい詳細につきましては最終的に場所が決定した、そのためには先程申しました条件、校舎が中学校としての利便性の高めた魅力ある学校、通学上の安全、通学路の確保、そういった部分が出来ればというところで、策定委員の皆さんは理解をされています。

まだまだ継続的な話し合いがこれからあるかと思いますが、現状はそういったところでございます。

従いまして基本的に、中学校は統合しなければいけない、統合の必要があるということは策定委員会の方は皆さん理解をされています。後は課題が、先程申しましたような部分が残っているわけでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

4キロ以内が自力で登校する範囲と言われていたのですが、4キロ以内という決め方が逆です。A候補、B候補、C候補、D候補があって、それぞれに当てはめて、いま言うような4キロ以内自力で行ける子ども達が、A候補が何人、B候補が何人ということまでして行くべきだと思っておりますが、その辺についての検討はされていますか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

只今言われました件につきましては、それぞれの地区別の人数の分布図を出しまして、検討をいたしております。それに従いましてそれぞれの通学方法、公共交通機関等を利用した交通手段の検討を行っています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

旧宮本学園跡地と、北中、南中で4キロ以内で通える人数は、現状では何人ずつになっていますか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

バスを利用して4キロ以上の圏内で通学を出来る予定人が84名の方が該当になるということです。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それはどこですか、旧宮本学園ですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

旧宮本学園の場所です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

北中、南中ではどうなりますか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

統合後の場所を北中学校にした場合には、4キロ圏外が約28名。南中学校の場合も同じく4キロ圏外が35名程度になります。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ただ一つ、4キロ圏外かどうかを取って見ただけでも、北中にすれば3倍以上の生徒がバス通ということになります。これはただスクールバスで回ればいいというものでなく、中学校の場合は、クラブ活動等があったり、朝練があったり、夜遅くなったりして、スクールバスで対応するにも非常に困難な場合も多くなります。

結局保護者が朝、晩送り迎えを2回しないといけないというようなことにも成りかねないのです。これは子ども達だけでなく、保護者にとっても負担が大きくなる可能性が多分にあります。

尚且つ、スクールバスを回すにしても、これだけの経費の差も出て来るわけです。今度は通学路を整備するにしても、非常今後交通量が多くなる地域になります。インターも出来、橋も架かります。鞍手町で一番交通量の多い地区、尚且つ歩道がなかったりということで、環境整備もまだまだ遅れている地域であります。

4キロ圏内の子が自転車で行くにしても、同じ時間帯になりますから、凄く危険が伴って来るというふうを感じるのです。そういった細かな分析も含めて検討をもう一度して頂くようお願いをしたいと思います。いかがですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

現在のところスクールバス活用につきましての意見も出ています。しかしスクールバスといえども定時運行になりますし、朝は良いのですが、中学校は部活等もございますので、帰りは2本ということになりましょうが、そういう形でシャトルバスの的に利用することは出来ないということになりますと、何台もスクールバスを準備しなければいけない。財政上も問題があると。しかしローカルバス、或いはコミュニティバスと申しますか、既存の西鉄バスといった部分につきましては、ダイヤの改正、利便性の良いスクールバス運用するぐらいに20分、或いは15分間隔で出せるようなダイヤの編成等は出来ると伺っていますので、こういう部分は大いにコミュニティバスを活用出来る部分もございます。

そういう利点もありますが、スクールバスは設けないという方向で審議をして頂いている最中でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今のコミュニティバスを使うということであれば、実際に乗って学校まで行って見て下さい。どれぐらい時間が掛かるかを計ってもらった方がいいです。そうすると子ども達は毎日どれぐらい通学に時間が掛かるかが分かります。それが負担になるかならないかをもう一度、そういうことも含めて検討して頂きたいと思います。

実際に北中、南中、旧宮本学園も含めて実際に子ども達が通う通学路も含めて、バスの時間がどれぐらい掛かるかも含めて、実際に子ども達が通う場合、どういうふうになるかということを実際に行って検討して頂きたいと思います。

次に進みます。

小中学校の学校事務についてです。20年4月に1年の臨時職員ということで対応していますが、それから3年を経過して、幾つかの問題点が起こっています。

最初に事務が慣れないということで、給食費が未納になったり、今年では若い臨時職員が多くなっていますが、途中で1年ですと辞めてしまうわけです。

ある小学校は途中で辞めてしまいました。そのことでまた事務が滞るというようなことも起こっています。法律上臨時職員は1年の雇用、半年の1回までというようなことがあるそうですが、学校の事務が滞るようなことがあればこれは本末転倒ということにもなりますので、3年を経過して色々な課題もあると思います。その課題についてどう解決したらいいのかについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。

平成20年4月1日に鞍手町臨時的任用職員に関する規程が施行されたことにより、町費に

よる学校事務補佐職員は1年を超えて任用することが出来なくなりました。

継続して任用していた時期からしますと課題はございます。その対策として学校事務に関する詳細な業務マニュアルを作成し、日々の業務に支障を来さないように指導しているところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

一応法的にはそういうふうになっているということで、業務の内容を見直したということですが、鞍手町が属する北九州事務所管内では、学校事務については職員の配置はどのようになっていますか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

職員の配置は1年でなく3年、或いは置いていない、或いは用務員を置いて居る、臨時は置いていないというところがございます。しかし鞍手地区におきましては、全部臨時職員を置いています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

事務職員を置いていないというところは直方市ということを知っています。直方市の場合は公務員という形で、確認はしていませんが、これは臨時職員と聞いていますが、3年間公務員という方が勤めていると。文書の送達その他は、その方がされていると聞いています。

遠賀、中間の学校については、中間が1年間ということですが、遠賀郡については全て3年、長いところは、職種の変更があつて補助教員か何かにされるのか分かりませんが、長く置かれているところもあるというふうに聞いています。

先程も言いましたように、事務が滞っては何にもならないわけで、実際に事務だけでなく学校の事務職員というのは学校に来られる接客対応、電話の対応、その他が学校の顔というか、一番最初に接する人として重要な役目があると思います。

私がある小学校に電話を掛けまして、校長先生はいますかと言ったら、おりませんというわけです。どちらにいらっしゃいますかという、外にいますと言うのです。外にいるというから校庭か体育館に居るのかなと思って、何分ぐらいで戻られますかと聞いたら、分かりませんと言うのです。どこに居るのかなと思って、学校の外ですかと言ったら、そうですと言うのです。

若い方達が多いものですから、基本的な電話の対応とか接客とかが出来なくて、学校の先生方がそういう面まで指導されているところもあるようですが、やはり1年間という期間がどうしても腰掛けで、その1年間の間にどこか仕事を探そうというようなことに繋がって

いるのではないかと思います。私は拭えないところではないかと思います。

同じ北九州事務所管内でも1年間でないところもありますので、もう一度検討の余地があるのではないかと思います。学校の運営上どういう配置なり、職員の身分が良いのかを是非ともご検討頂きたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長 川野 高實君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時36分

再会 14時45分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

11番議員 宇田川 亮君の質問を許可します。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして2つの点について質問をします。

1点目は子ども・子育て新システムについてです。

政府は2013年度から新システムを段階的に実施するというスケジュールを確認しています。当初政府は新システムについて、全ての子どもに切れ目のないサービスを保障するために現行の子ども子育て支援対策を再編し、幼保一体化を含め、制度、財源、給付について一元化する新たな制度と説明していましたが、今年7月に決定した中間取りまとめでは説明とはほど遠いものとなっています。

そこでまず、町長にお尋ねしますが、政府が決定したこの中間取りまとめと、今後のスケジュールについて町長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

子ども・子育て新システムについての町の考えということですが、同法案については来年の通常国会に提出される予定と聞き及んでおります。

同法案が国会で審議される前に見解を述べるということについて、私としては今の段階では差し控えたいと考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

法律が施行されてから考えるということでは、今は社会情勢もどんどん変わって来ている状況の中で、一早い情報を仕入れて、そこに関係する施設、保護者、子どもを含めて、情報を与えていかなければならない。その中で鞍手町の子育てとしてはどうしていかなければな

らないということは今から考えて行かなければならないと思います。

見解については言えないけれども、それについてはある程度のお考えはお持ちなのですか。中身についてです。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

中身と具体的に言われてもありません。私が今までやってきた子育て支援、医療の無料化等については、考えて実施出来るものはしているということです。今後の考え方について、はっきりこういうものはこうですよとならない以上は、見解として時期尚早かなという感じはもっています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回の新システムは民主党が政権交代して子育ての在り方を根本的にやり替えようという内容なのです。公的保育の責任を放棄すると。憲法24条も改正するというようなことも盛り込んだところの新システムなのです。そういう中で現状はどういうふうな中身になるろうとしているのかを町長として一早く掴んでおかないと、鞍手町の今後の子育て等については責任が持てないのではないかと思います、その点についてはどうですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

安心安全に子どもを育てるということについては、基本的な考え方は変わりませんが、今の政権の中で非常に唐突に法案が出てきて、それに付いて行くのが精一杯で、今国会がどうなっていくのかそれすら分からない中で、そこだけを叩いてどうかということについては、私も基本的な子育てについては理解をもっているつもりですが、そこまで内部的にこの法案はどうか、逐条的な見解とか勉強とかしておりません。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

ということは2番目の質問に出していますが、関連施設の幼稚園、保育所、そこに通わせている保護者等、そこから意見聴取をすとかという考えもないということですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今の段階では、ある程度法制化するとなれば今から地域に入るなり、いろんな機関を通じてやらなければならないかなと思っております。今の段階ではありません。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

新システムの中身を見ますと、システムについては国と自治体が責任を負うという現行の公的保育制度を解体するものです。先程も言いましたが。そして保育の市場化、産業化が今後待ち受けているのです。今ある介護保険とか障害者自立支援法とだんだんそれに近寄らせていくと。後保護者の負担についても今は介護保険で1割負担とかになっていますが、今回は応益負担を導入するということ言えば、現状から言えば負担が4割から5割になるということも考えられるということにもなっているのです。

問題点をいくつか上げますと、1つは市町村の保育実施義務がなくなります。保育が必要であるかどうかを認定するという業務だけです。あなたは何時間保育の必要がありますよと時間まで決める。それ以上は後は自費ですよという形になってきます。

2つ目に補助金支給の仕組みが施設に対する補助金から保護者に対する個人給付に変わります。こうなったら保護者は自分で保育所を探さなければならない。そこがいっぱいで入れなかったら補助金等は勿論受けられません。そういう問題があります。

第3に利用者負担の公平性を名目にして所得に関わらず応益負担が導入されます。

第4には、国と自治体が運営に責任をもつ今までの認可制度から事業者指定制度になり、一定の条件を満たせばその事業者任せになるということです。ですから子どもで儲けるような仕組みが出来上がって来るのです。儲からないと判断すれば事業者は撤退するということも考えられます。これは介護保険も同じです。

こういう新システムが導入されようとしている中、町として今後の公的保育を法律が出来てからというのではなくて、今から市町村が認定するだとかということも考えていかなければならない時期に来ているのです。2013年度からと言っても本年度にはその法案を作って段階的に2013年度から本格実施ということを考えているわけですから、中身自体全く知りませんでは子育てに責任を持つ町としては問題があるのではないかと思います、いかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

質問者が言われますことについては良く理解はしていますが、この辺をどうするか、こうするかということについては、今の時点では来年の通常国会で提出されるであろうという情報は入っておりますが、その辺詰めたところまではしておりません。精神的に子育てをするには育てやすい環境整備を。ただ、国がすることだからその国の事業を100%町にしなさいよとは相成らないと私はそういう感じはもっております。その中でどうしたらいいのかということは今から逐次見えて来ると思います。それに向かって役場としては行政としてもそれに鋭意取り組んでいって勉強しなければならないと感じております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

勿論担当課としては中身については詳しく勉強されてあると思いますし、情報も知っていると思います。それで今の施設も危惧されていると思います。今回議会にも導入に反対するというような陳情も上がってきています。

福岡県議会でも慎重にすべきというような意見書も上がっています。全国でこの問題に対して異議ありという声が上がってきているわけです。だからと言って法が出来るのを待っている、公的保育、子育てに責任をもつという各自治体も責任放棄ということに成りかねないような状態になったら駄目だと思いますので、今からそこを情報提供して各保育所なり幼稚園なり保護者なりの意見も常に聞いておく必要があると思いますが、担当課としても是非そういうことをやって欲しいと思いますが、それについてはどうですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

保護者の意見を聞けということですが、今国の状況を見たら何もかも、消費税もしかり、TPPしかり、思い付きばったりで末端行政は何をしいのか分からなく混乱しているのが実態なのです。とにかくそういう中で確かに担当課としてもどの程度勉強しているのか、保護者との話し合いということになりますが、前段として勉強はしておかないといけないなとも思っておりますが、今の段階では保育施設等に入って保護者と話し合いをするというのは担当課と良く合議しながら結論を出して行きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今から話し合いをなさいと言っているのではなくて、情報を入れて意見も聞いておく必要があると。そういう意見を踏まえた上で新しい法律が出来たらその中で対応して行く、そのための準備としてやる必要があるというふうに言っているのです。それと保育所だけでなく幼稚園もあります。福祉ではなくて学校教育の方になってきますので、ここについても考えて行かなければならない。幼保一体化と言いながら保育所は総合施設にならないといけない。総合施設は、今3才未満児は義務化されてないのです。ですから3才未満児の子育てをどうするかということも考えなければならない。法律が出来てからそれから考えたのでは遅いと思います。そういうものも含めて是非情報も知りながら関係者とも話をしてやって頂きたいと思います。課もまたがって来るのでそこは連携をとってやっていかなければならないと思います。是非その点については要望しておきます。

次に2点目の質問としては、緊急経済対策等の活用についてのお尋ねです。

11月6日付けの朝日新聞に自民政権の緊急経済対策予算6割使われず、検査院調べという

記事が掲載されました。政権交代する直前の2008年度から2009年度に緊急経済対策として地方に配られた補助金や交付金が全体で3兆4412億円、それらが2010年度末時点で2兆140億円残っているというものです。ですから6割近くが使われずに残っているということが新聞に載っていました。そこでお尋ねしますが、雇用や経済対策で新聞では19事業の調べと書いていましたが、そういうもので福岡県に配分された分があると思います。現時点の福岡県で使い切れてないものがあるとするならば、分かれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

緊急経済対策等についての雇用、経済、防災の県の配分、補助金、交付金等については担当課長より説明させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

国の緊急経済対策等における県に配分されました補助金、交付金等の状況についてお答えいたします。

国の緊急経済対策等において都道府県に補助金や交付金が交付されておりますが、その一部については2年から3年の短期間の事業実施を前提とした基金が創設されています。県によりますと平成23年度当初時点でそれまでに創設された基金の数は20基金で、積立総額は約1425億円であります。平成23年度当初予算までの取崩し額は1278億円となっており、約147億円が未執行額ということです。

この未執行額についても平成23年度予算の事業費分に充てられていますので、基本的には使い切れていないというものはないということでございます。

また、基金の中には既に原資の不足が見込まれるものもありまして、継続的に実施すべき事業については、臨時的な対応ではなくて明確な財源を県は国に対して要望していくということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

先程言った3兆4千億円という数字ですが、震災があった岩手、宮城等東日本は含まれていないのです。それ以外のところでこの3兆円からの額なのです。担当課長が福岡県では20事業、1425億円と言われましたが、割合からしても福岡県は少ないと思います。他にも事業があるのではないかと私も調べ切れていないのですが、使えないものもあると思います。単年度で2年とか3年で期限が切れるというものもあると思いますが、是非延長されるべきものとか、後今回の基金ではなくて新たに民主党政権に変わって使えるもので積み残しのあるものとかあると思います。そういうものは常に情報を仕入れて活用して頂きたいと思

ます。その点についてはどうですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

期限内で延長されるものは十分精査しまして取り組めるものについては積極的に取り組んで行きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

3月11日の東日本大震災を教訓にして、国では施設整備の基本方針と整備計画の改定とか、いろんな面でやっています。これは私が持っているのは文科省の分で公立学校の施設整備に関するものですが、その他にも国で耐震化の、震災を受けて、それを教訓として新エネルギーの活用だとか、いろんな面で予算を付けている状況があります。

鞍手町でもそういうものを活用しないということはないと思いますので、是非そういうところも活用して頂きたいと。

ちょっと具体的に上げてみますと、学校の統廃合の話も先程出ていましたが、学校の施設整備基本方針と基本計画が改正されて、これは今年の5月に、耐震化に当たっては今回建物自体のみならず天井材や外装材等の非構造部材の耐震化を推進することを伝えたということもあります。それから防災機能の強化、地震等災害発生時に応急避難場所として役割を果たす。避難場所に公立学校はなっています。そういう意味で防災機能の強化ということも盛り込まれています。9月議会にもトイレのこととか、水の確保とか申し上げましたが、そういう面で早急に国の予算も計画も改正されていますので、そういうところも是非取り入れて頂きたいと。一早く検討されて手を挙げて頂きたいと。エコスクール化、太陽光を初めとした新エネルギーの導入も改正の内容の中に盛り込まれています。今言ったのは公立学校だけですが、その他にも活用出来るものは沢山あると思いますので、是非調べて頂いて活用して頂きたいと思います。答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

公立学校の施設に係る施設整備基本計画の改正については、本年5月に文科省告示により示されております。その内容の詳しいことについては担当課長より説明をさせます。

よろしく申し上げます。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

改正後の公立学校施設に関わる施設整備基本計画には公立学校施設の耐震化事業に対する

国庫補助金の嵩上げ措置が平成27年度までに延長されたことと、この間、出来るだけ早い時期に耐震化を要するという目標が掲げられています。またこの目標を達成するために必要な事業としまして、天井の外装材等の非構造部材の耐震化、応急避難場所としての防災機能の強化、安全で安心な教育環境整備のための老朽化対策、太陽光発電等を考慮した学校施設の整備、情報化に対応した校内施設の整備等が明記されています。以上です。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

只今内容について説明いたしました。補足させていただきます。今回国が第3次補正予算の中で改正後の施設整備基本計画に関連する学校施設の耐震化、防災機能の強化に係る予算も計上されていますので、その活用については財政を十分検討した上、支援内容とか必要性を精査した上で、優先度を決めて対応して行きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

いずれにしても一体的に取り組まなければならないといけないと思います。だから町民の生活の部分、防災の部分、町の財政等々も含めて、全体的に考えていかなければならないと思います。副町長の答弁がありましたとおり、是非精力的に進めて頂きたい。特に防災の避難場所と言えば太陽光発電、蓄電池もあると思いますが、一時的に電気が停電になった時に対応出来るようなことも含めて、是非検討して頂きたいと思います。

私も情報が分かり次第、町とも話をしてお互いに提供しながら防災づくり、町づくりを進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

これで質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で宇田川 亮君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日13日を休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日13日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 15時12分

平成23年鞍手町議会第7回定例会会議録（第3号）						
平成23年12月14日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成23年12月14日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成23年12月14日 午後2時00分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	5	田中二三輝	出欠			
	6	原哲也	出欠			
	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	武谷保正	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職 務 席	議会事務 局長	長友浩一	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	轟崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	渡辺智文	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	鯨坂健二	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成23年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月14日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第77号 鞍手町定住促進奨励金交付条例
- 日程第2 議案第78号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第79号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第80号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第81号 鞍手町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第82号 鞍手町歴史民俗資料館管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第83号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第84号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第85号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第86号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第87号 平成23年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第88号 平成23年度鞍手町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第89号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第90号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定

平成23年12月14日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第77号 鞍手町定住促進奨励金交付条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

定住促進奨励金ということで、出来るだけ町内に住んで頂こうという趣旨からのものだと思いますが、この条例を新たに制定しようとした経過、例えばどここの自治体がやっているだとか、これだけの効果が上がっているとかということによって鞍手町に導入したのか。そういうものについてまず教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この鞍手町定住促進奨励金交付条例を制定するに当たりましては、第5次行財政改革及び第4次総合計画に基づきまして、掲げられた計画でございますので、この計画に沿って取り組みました。

参考にしましたのは、隣の宮若市がこの定住促進に関する事業をとり行っておりますので、こういう自治体を参考に参りました。

宮若市の実態については詳細なデータを持っておりませんが、宮若市の例を参考にさせて頂いております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

効果が何処かで上がっているということではないのですね。まだ実績としては分かっていないが、これを挙げたからにはどのくらいの効果があるのかということを見込んでおかなければならないと思うのです。勿論予算にも反映しないといけないし、平成25年度から34年度までの間の固定資産税を最高15万円免除するというものですから、どれだけの効果が上がるかということをもっと出しておかないと。勿論行財政改革、総合計画等の審議会等でも話し合われたのですが、そこが現れないと予算を付ける意味がない。鞍手町に最初からそういうものが無くても鞍手町に住もうと思っている方も固定資産税は減免される。

これによって何が1番効果があるのかということ、町内の方がそのまま町内に住み続けられるということと、もう1つは町外の方に鞍手町に住んで頂きたいという2点について効果を

期待したいということだろうと思うのですが、その点についてどのくらいの見込みを考えておられるのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この定住促進事業の効果については過去5年間の鞍手町に於きます新築等の状況を基に算出しております。

この定住促進事業が10年間、経過措置を含めると合計で19年間の事業という形になりますが、対象期間19年間の固定資産税の収入額は先程申しました過去5年間の新築状況を約40軒と見込みまして、算定しますと約6億3400万円の固定資産税の収入が見込まれるということが試算出来ます。この収入に対しましてこの奨励金交付金については固定資産税相当分を交付金として交付しますので、奨励金として交付する額については4億1800万円程度と見込んでおります。定住に伴いまして個人住民税等の税収等が約3億2100万円と試算しております。全体で効果額としましては、約5億3700万円と試算をしております。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

補足させていただきますが、今担当課長が申しあげましたのは、先程質問議員が言われましたようにこれまでの実績で、鞍手町で新築されてきた件数を述べております。今言われますように今後の効果ははっきり申し上げて未知数のところがございます。当然この条例を可決して頂けたら、近隣市町にPRするというのが第1段階で、近隣市町に家を建てようかという方が鞍手町に来ればこういったメリットがあるということをPRしないとなかなか効果が見えないという部分があると思いますので、こういったPRの仕方を今後は精力的にやっていきたいと思っております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

全体での額というのは19年間の総計で約5億円の効果を見込んでいるということでしょうが、先程申しましたように固定資産税の減免がなくても家を建てられる方が居られるわけで、その分の差額と言いますか、それを考えたら効果としてどこまで判断出来るのかなと。

更にこれは34年度迄ですから、かなり長い年月になるわけですが。効果が今一はっきりしない中でかなり長い年月を定住促進奨励金という条例を作るということに対して、私はどうなのかなと疑問に思います。勿論PRしてそれなりの効果が上がって鞍手町に家を建てて頂くということも期待出来るとは思いますが、そこまでの効果が期待出来る条例なのかなと言ったら、私は少し疑問に思うのです。それよりも前々から言っております住宅リフォームの

方が仕事の量も増えるという、いろいろな県、自治体等で実績済みのこういった制度を作る方が先だと考えます。その効果については町外からの移住の世帯数や人数等お金の面だけではなくて、そういう面の効果は人口増に繋がる、この条例によって人口増がどのくらい見込まれるのかということも見て行く必要があると思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

人口増については先程試算のところでも申しましたが、40世帯を見込んで試算しておりますので、この制度が続く10年間で単純であれば40世帯の10年分ということで、その世帯で3人程度居られるということであれば、最大1200人の増を見込まれるのではないかと思います。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

本条例の該当者の方々にはこの条例のことをどのようにして周知するおつもりなのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

今後新築もしくは中古等で購入された方については、今後税務住民課の税務班の方で課税状況調べ等がございますので、その時にこういう制度がございますという形で周知を図って行きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

例えば納税書等に同封するとかで、知っている、知らないということで損得がないような形で管理運用をして頂きたいと思っております。

それと高齢化が進んでいる本町に於きまして既存の住宅に相続が発生して、町外から本町に転入された方等については、どのような検討がなされたのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

只今ご質問頂きました相続については、今回のこの制度の中では対象としておりません。その理由としましては町内に既存の住宅があり、その住宅に町外から相続を受けて入って来られるというケースもございますが、既に町内に居られて相続されて引き続き住まわれると

いうケースもございますので、今回の定住促進奨励金交付条例の中では、その辺のバランスも考えまして相続の方については対象外としております。ただ例外的にこの条例の第3条第2項に於きまして、今迄奨励金を受けていた方が死亡されて、それを相続されるというケースも想定されますので、その場合については奨励金の交付を残った交付期間は認めるという形にしております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

町外から相続で転入された方でも、定住促進を目指す条例でありますから、その辺は組み込んで頂いた方が良かったのではと思っております。今後更にこの条例等を運用するに当たっているいろいろな新たな検討ということも必要になってくると思えます。一応意見として述べておきます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第77号は総務文教委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第77号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第78号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回の条例改正については国の地方税法の一部を改正する法律というものからもあるのですが、特に鞍手町に関係する方で、例えば具体的に改正でどういう方がどういう影響を受けるのか教えて頂きたいと思えます。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

今回の条例改正では質問議員が言われるように法律に基づく改正と合わせて、住民福祉サービスの向上を図る部分ということで改正をしております。法律に係る部分についてはNPO法人に対する寄付金が今迄は認定特定法人というところに出した寄付金については住民税からの控除をします。これが5千円からというのが1点ありました。これが2千円に引き下げられたということです。もう1つは認定特定法人だけではなく、地方自治体が指定したNPO法人についても寄付金控除の対象としますというところで、どの程度の方が該当するか

は不明でございますが、ここの部分についてはNPO法人の活動を進めようというところで法改正の趣旨が説明されております。

住民福祉サービスの件ですが、これは軽自動車に係る納期の変更と障害者の方の減免規定の見直しをしております。減免規定については年齢制限がありましたので、この部分を外し、普通自動車税と同じ取り扱いをするような形で条例の改正をしております。

この分については申請が年間に本年度が71件ございますし、昨年度が62件ありましたので、この辺りの方に影響があるのではと考えております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今の分については理解しましたが、法律に係る部分で申告をしていなかったら3万円を10万円にというようなこととか。他から聞けば実際にたばこを売っている小売店がそういうことではなくて、卸のところがという話も聞いたのですが、具体的な中身が良く分からないのです。鞍手町に住んでいる方が直接ではなくても、例えばこの中には良い点もあると思いますが、株式譲渡に関わる税金も減免されていることも中身に入っていると思うのです。そういったものについてはお金を持っている方、資産を沢山持っている方、高額所得者の方、こういう方にしか優遇が受けられないということが中身に入っていると思うのです。そういう点についてもどういった中身があるのかということをお教え頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

あくまで未申告に対する、正当な理由がなく申告のない場合についての過料ということで、従前規定されていたものが、過料が引き上げられたということでございます。この中では町民税、退職所得等も従前も過料がっておりますが、新たに鉱産税から特別土地保有税というところで過料の規定が新たに設けられたというところでございます。どの程度の方というところまでは申し訳ありませんが、手元に資料を持ち合わせておりませんので後程に。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

言っているのは具体的に言えば金持ち優遇税制という中身があるわけです。今回東日本大震災を受けて仕事もない、住む家もない、そういう方が居られて、今から震災の復興に向けて消費税も10%にしようという庶民への増税という話が持ち上がっているわけです。そういった中で大金持ちに優遇する税制も入って来ている。そういった中身がこの中にありませんかと聞いているのです。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

高額所得者に対する優遇というところではこの中には入っておりません。
従前の罰則規定の過料規定の引き上げというところで改正しております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第78号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第78号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第79号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

別表第2なのですが、ここで町外に住所を有するものとして障害者の区分が新たに設置されているわけです。今迄は子どもと大人の300円と500円の区分だけだったのが、障害者の18歳以上は400円、18歳未満は200円という新たな区分が設けられていますが、実際に今福祉センターを利用されている方で、町以外から来ている方がだいたい何名くらい来ているのか。新たな区分を設けている障害者の18歳以上、未満の方達はだいたい何人くらい来ているのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

平成23年度でございますが、4月から11月までの福祉棟の入館者は合計で2万1936名。内町外の方が3015名となっております。この中で町外から来られる障害者の方については現状では把握しておりません。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町外、町内の割合からいくと約2万2000人の中の3000人が町外者ということですが、2年前この区分になる前は町外者の方が約3割来ているということだったと思うのです。これが町内者、町外者の区分を分けて、町外者の方の負担が多くなることで今説明がありましたように町外者の方の割合が少なくなって来ている。特にバスも10月から無料のバスが廻らなくなって、ここの入館者の方が激減しているという話を聞いています。障害者の新た

な区分を作って100円ほど安くするという事は、私は良いことだと思いますが、それよりもむしろ私が前に一般質問しましたように町外者、町内者の区分を取った方が良いのではないかと思います。この条例は条例として勿論賛成はしますが、新たな検討課題としてこれだけ利用者が減って来ている中で、固定経費は余り大きくは変わらないと思いますので、最終的には利用者の数を増やすために料金改定をする必要があるのではないかと思います、その辺についてお考えはいかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

只今ご質問の料金改定の件でございますが、先程議員も言われましたように10月1日から巡回バスが廃止されまして、その後すまいるバス、もやいたクシー等が導入されております。こういったことからこのすまいるバス、もやいたクシーの利用動向等を今後見て行きまして、最低1年くらいは動向を見ながらその中で料金について更に検討することが必要であれば、その中で検討させて頂きたいと考えております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町内、町外の方に限らず鞍手の福祉棟については立派な施設だと言われる方も多いのです。

折角立派な施設があるのに利用者の方が少なくなっているという現状は私としても忍びないところがありますし、もっと多くの方に利用して頂ける施設にすべきだろうと思います。特に町内の方については高齢の利用者が多い関係もあって、今度は行き場が無くなって最終的には引き籠もりになったりしなければ良いがと思っておりますし、福祉センターを利用するだけではなくて、介護保険の関係や介護予防の関係からも、高齢者の方に多く利用して頂けるような施設にする必要があると思いますので、是非ともご検討をお願いしたいと要望して終わります。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第79号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第79号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第80号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回審議会の委員を2名程減らすという中身で、これも行財政改革の一貫だと思いますが、中身として町議会議員、同和地区、婦人団体この関係の文言が少し変わったということですが、委員の選定としましてはどういった方を今後見込まれているのかということをお教え下さい。

○議長 川野 高實君

渡邊福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

委員の選定については、関係団体で、これは同和問題を解決するために推進されている団体と考えております。それから女性の代表ということで、公募によってこの委員になって頂きたいという考えを持っております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第80号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第80号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第81号 鞍手町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回資料館が博物館にということで、もの凄く格が上がったような感じがしますが、そういうことになることによって今後の違いや予算的なものがどのように変わってくるのか教えてください。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

登録博物館になったメリットとしましては、今後博物館の要件を満たしていることによる社会的な信用、これが1点。資料の貸し借りの条件として、登録博物館であることが掲げられているので、資料を借りるのが容易になる。それから3点目が税制面の優遇ということであり、資料を登録博物館に寄贈すると寄付者が税制上の優遇措置が受けられることなどがある。それから公立の登録博物館は補助金を受けられるということもございます。最

後に事業に参加したり補助金制度を受けたりする条件として登録博物館であるということが掲げているというようなメリットが今後あります。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第81号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第81号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第82号 鞍手町歴史民俗資料館管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第82号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第82号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第83号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第3号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。事項別明細書の16頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について16頁から20頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。3款 民生費及び4款 衛生費について20頁から24頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。6款 農林水産業費から8款 土木費について24頁から27頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。9款 消防費から10款 教育費について27頁から31頁まで質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

29頁の教育費の高等学校費のところ、補正額の財源内訳が地方債の3100万円から主なものでその他の財源として2700万円と変わっているのですが、どのような事業でこれがどの財源からどの財源に変わったのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この財源の補正内容は豊翔館の耐震工事に伴います財源の内訳を変更しております。まず過疎債を充当していたものから、その他財源として産炭基金の方に財源を振り替えております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

産炭基金というのは事前に鞍手町の方に来ていた部分ですね。それを過疎債から産炭基金に振り替えた方が得になるのですか。その辺をお願いします。

○議長 川野 高實君

三戸企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

28頁の10款 教育費 2項 小学校費の1目 小学校管理費の財源内訳をご覧頂きたいと思います。

今回小学校管理費では175万円の補正を行っておりますけれども、それ以外に財源の内訳の補正を行っております。主なものは小学校費で、地方債で690万円上げております。

これは国の第3次補正に伴いまして、学校の耐震化に伴う補助の方が過疎債よりも地方交付税の充当率が70%から80%になっておりますので、その関係でこの財源内訳を変えております。それに伴いまして当初ではこの小学校管理費の方に産炭の財源を充てておりましたが、この財源を高等学校の管理費の方に組み替えたという形になっております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。11頁をお開き下さい。一括して質疑をお受けします。

11頁から15頁まで質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

1つは市町村振興基金の1億円と助成金1千万円で約1億1千万円が諸収入として上がっていますが、これは新聞に書いていた災害共済の分になるのですか。それとも別の分なのですか。その辺を1度お尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

三戸企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

先日開催されました全員協議会のその他のところでもご説明と資料を差し上げておりますが、今回この1億1千万円の内訳としましては、福岡縣市町村振興協会の部分が1億円です。

これは宝くじの財源を使ったもので、これは振興協会が本年度と来年度以降で100億円を取り崩して各団体に1億円ずつ配分するというものでございます。もう1つ1千万円については福岡県町村会の財政調整基金8億円の一部を取り崩しまして、構成団体32町村に1千万円ずつ分配するということになっているものです。

最後にお尋ねになりました福岡縣市町村災害共済基金組合の分については、平成24年度末に災害基金組合が解散されるということになっております。この基金の方に本町は約1億2千万円を積み立てており、組合の解散に伴いまして1億2千万円は鞍手町に返還されるということになります。この1億2千万円については年度としましては24年度末という形になるということです。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それともう1つは歳入、歳出両方に関わるのですが、その上の基金繰入金のところは財政調整基金が1億5千万円上がっておりますが、同時に歳出の方でも1億1千万円上がっています。出し入れでどうして2つ上がっているのか、そのことについてお尋ねしたいと思えます。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この取り扱いについて歳入としましては1億1千万円交付金等が入ってくる。そして歳出で同額を積み立てるという形になっております。本来であれば通常の財政調整基金でありますと、歳入と歳出を相殺したところで、財政調整基金を歳入から繰入金として入れるという形になるところでございますが、今回、振興協会からの1億円と町村会からの1千万円についてはその性質を明確にするために積み立てるという形で予算に計上したために、全体的な財源が不足するという形のところで、歳入のところで繰入金で1億5千万円上がっているという形になっております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入、歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回、先の臨時会の中で人勸に伴う職員の給与等が変更になって、その分の予算計上もされておりますが、もう1度その影響を一般会計だけではなくて他の会計もありますが、もう1つ影響がどのくらいあるのかというのと、今回提案に上がっている議案がいくつかありますが、一般会計だけではなくて人件費等を扱われたのはどの議案なのか教えて頂ければと思

います。

○議長 川野 高實君

白石総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

一般会計については33頁の表で説明いたしますが、上の方の補正後、補正前のところに比較という欄がありますが、そこで給料では36万2千円の減となっております。手当てで105万2千円、共済費で25万3千円が減となっております。合計で166万7千円が一般職の関係の影響ということになります。

それ以外の会計で申しますと、下水道事業で2万4千円の減、水道事業で15万9千円の減、病院事業で115万3千円の減、老健施設事業で12万7千円の減で合計313万円の減という形で影響が出ております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

歳出のところで聞くのを忘れたのですが、今回の補正の中で時間外手当が839万円程増えているのです。昨年の12月の補正の中ではそんなに大きくありませんでしたし、昨年では補正後でも2900万円程だったのが今年は3600万円くらいということで、時間外がかなり増えているのですが、その要因となるのはどういうところでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今年度は3月に定年で退職された方が5名とその他にもおられましたが、そういった影響もあって人事異動があり、新しい部署に配置されて専門的な部分ではそれに精通していくために時間を要している職員がいるというのが1つの超過勤務が増えている要因であります。

それと電算システムの更新に伴いましてデータの移行作業の業務が本年度は特別にあって、通常の年にはない業務が発生したということで、大きくはこの2点が影響しております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

新年度で退職者の方が多くて不慣れな方がいて時間を要したということと、電算システムというのが大きな要因ということでしたが、時間外で大きく変わっているのが3課くらいあったのです。それがそれだけの要因ではないような。1つは税務住民課が大きかったのと総務課と100万円以上になっているのが教育課。教育課の方もシステムの関係があったのかどうか分かりませんが、退職者の方が増えて不慣れな方があるにしても適正な配置になっているかどうかというのを、やはり時間外が増えたということは検討する余地があるのではと

思うのですが、その辺はどうですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

言われますように人事異動に伴い職務をマスターするまでの時間、電算関係もあります。それと特殊的に何か集中しているという部分もあります。まだ完全に掌握しておりませんが、今どういった状況で残業しているか直接担当者に聞き取りを行っております。その結果を受けて人事に問題があれば人事の配置の見直しが必要ですし、業務分担に偏りがもしあれば現課で対応してもらいたい。この辺は今後分析した上で対応を考えて行きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

関連で申し訳ないのですが、今回人事異動だけではなくて人員定数自体を削減した影響があるのではと思います。その点についても是非検討して頂きたいのと、残業時間がどのくらい増えたのかということも含めて、全体で見た場合に定数を減らした方が良いのか。その分サービスが減るわけですから。定数を減らしてこのまま時間外を増やして1人1人の職員がきつい思いをしていくのか。その辺も判断のしようがあると思いますので、そういうところも含めて是非検討して頂きたいと思うのですが答弁だけお願いします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程申しましたように、内容の分析をまずやってみたいと思っております。

ベテランとまだ良く分かっていない職員とは当然格差も出てくる。そういった人達がどのように今後指導をするか、或いはグループ制をもっとうまく活用出来ないか。グループ制についても課長との勉強会や班長クラスの勉強会を今やっておりますので、こういったところも活かしながら、偏った残業にならないように集中しないように配慮していくべきだと思っておりますので、もう少し中身を解析した上で検討したいと思っております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第83号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第83号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 8 議案第 8 4 号 平成 2 3 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 8 4 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 8 4 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 9 議案第 8 5 号 平成 2 3 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 8 5 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 8 5 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 10 議案第 8 6 号 平成 2 3 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 8 6 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 8 6 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 11 議案第 8 7 号 平成 2 3 年度鞍手町水道事業会計補正予算第 2 号を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 87 号は総務文教委員会に付託したいと思ひます。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 87 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 12 議案第 88 号 平成 23 年度鞍手町病院事業会計補正予算第 1 号を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 88 号は民生産業委員会に付託したいと思ひます。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 88 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 13 議案第 89 号 平成 23 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第 1 号を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 89 号は民生産業委員会に付託したいと思ひます。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 89 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 14 議案第 90 号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

総合福祉センターの指定管理者については、最初から社協ということでやっていますが、他の指定管理者とは違い、ここに競争が入って来ないところがあるのです。そういう意味では期限が来たからこの次もまた同じということではなくて、他のところと綿密な指定管理の仕方と申しますか、指定管理者を指定するに当たっての考え方なり、やり方をどのようにされているのかと思っております。

○議長 川野 高實君

渡邊福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

選定の理由といたしましては、鞍手町社会福祉協議会の目的は地域住民の社会福祉活動を活性化し、地域福祉の推進を図るものとされております。それと総合福祉センターの設置目的とが一致していること。社会福祉協議会が当該施設等の指定管理者に指定されて既に何年も経っているということから、熟知されているということが福祉協議会を選定した主な理由だと考えております。

コストのことも議員は言われましたのでここでお伝えしたいのですが、平成23年度、24年度は両方とも予算ベースでございますが、平成23年度の予算ベース7410万9千円が平成24年度の予算ベースでは6164万3千円。約1246万6千円減額されております。これの主な理由としましては、巡回バス廃止に伴う人件費の削減と巡回バス廃止に伴う軽油等の削減が主になって、昨年度と比べまして1246万6千円ほどコストが下がっているということでございます。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

補足させてもらいますが、総合福祉センターはご存じのように福祉棟と体育館と保健棟とあり、利用の仕方というのが、保健棟は施設管理は指定管理でお願いしておりますが、事業そのものが直営という部分と、福祉が目的という部分からなっています。当初から選定する中で民間を入れるかどうか議論を行っております。そういう部分を含めて民間に委託するのは馴染まないということから、今回も社会福祉協議会ということで選定いたしております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

社会福祉協議会を指定するという事については私も異論はないのです。先程課長も言われましたように目的等が合致することから言えば、私も社協の方が良いだろうと考えるのですが、そのまま行くのではなくて、もう少し細かいところを詰めて効率的な管理等がやっていけるようなチェックもして頂きたいということでの質問でした。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程担当課長が申しあげましたように、必ず毎月報告書を出してもらっています。そして事業内容も精査しながら、毎年ですが指定管理料そのものは下がって来ている。尚且つ努力をお願いいたしております。経費節減に繋がるものはどんどんやって頂きたいと。勿論こちらが直接介入するものがあれば介入して協議していくという姿勢も持っておりますので、経費節減については努めていくようにはいたしております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第90号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第90号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお謀りします。明日15日から20日までの6日間は委員会審査のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日15日から20日までの6日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

散会 14時00分

平成23年鞍手町議会第7回定例会会議録（第4号）						
平成23年12月21日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成23年12月21日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成23年12月21日 午後1時44分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	5	田中二三輝	出欠			
	6	原哲也	出欠			
	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	武谷保正	出欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職 務 席	議会事務 局長	長友浩一	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	轟崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	渡辺智文	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	鯨坂健二	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成23年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月21日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第60号 平成22年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
(決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第66号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第68号 平成22年度鞍手町水道事業会計決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第61号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第62号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第63号 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出
決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第64号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第65号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第67号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第69号 平成22年度鞍手町病院事業会計決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第70号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第12 議案第77号 鞍手町定住促進奨励金交付条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第78号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第81号 鞍手町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)

- 日程第15 議案第82号 鞍手町歴史民俗資料館管理運営に関する条例の一部を
改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第83号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第86号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計
補正予算(第3号) (総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第87号 平成23年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第79号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第20 議案第80号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 議案第84号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第85号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第88号 平成23年度鞍手町病院事業会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第89号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第90号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 意見書第2号 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書
- 日程第27 請願第2号 燃油関係の税制措置に関する意見書提出を求める請願
(総務文教委員長報告)
- 日程第28 陳情第1号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める陳情
(民生産業委員長報告)
- 日程第29 陳情第2号 「郵政改革法案の早期成立を求める意見書」の提出を求める陳情
(総務文教委員長報告)
- 日程第30 閉会中の継続事件

平成23年12月21日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第60号を議題とします。

本案は決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田決算特別委員長。

○9番 久保田 正之君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第60号 平成22年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第60号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第60号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第60号 平成22年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手あり）

挙手多数です。よって議案第60号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第2 議案第66号及び日程第3 議案第68号の2件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の審査報告をいたします。

議案第66号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 6 8 号 平成 2 2 年度鞍手町水道事業会計決算認定。

本委員会は 9 月 1 4 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 6 6 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 8 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 6 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 6 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 6 号 平成 2 2 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 6 6 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第 6 8 号 平成 2 2 年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 6 8 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第 4 議案第 6 1 号から日程第 1 1 議案第 7 0 号までの 8 件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○ 1 3 番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

- 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 2 号 平成 2 2 年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 3 号 平成 2 2 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 4 号 平成 2 2 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 5 号 平成 2 2 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 7 号 平成 2 2 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。
議案第 6 9 号 平成 2 2 年度鞍手町病院事業会計決算認定。
議案第 7 0 号 平成 2 2 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定。

本委員会は 9 月 1 4 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 6 1 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 2 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 3 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 4 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 5 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 7 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 9 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 7 0 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第64号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第65号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第67号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第61号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第62号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第63号 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第64号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第65号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第65号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第67号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第69号 平成22年度鞍手町病院事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第70号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第 12 議案第 77 号から日程第 18 議案第 87 号までの 7 件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
原総務文教委員長。

○6 番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 77 号 鞍手町定住促進奨励金交付条例。

議案第 78 号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例。

議案第 81 号 鞍手町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例。

議案第 82 号 鞍手町歴史民俗資料館管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 83 号 平成 23 年度鞍手町一般会計補正予算第 3 号。

議案第 86 号 平成 23 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号。

議案第 87 号 平成 23 年度鞍手町水道事業会計補正予算第 2 号。

本委員会は 12 月 14 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 77 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 78 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 81 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 82 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 83 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 86 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 87 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 77 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 78 号について討論はありませんか。

宇田川 亮君。

○ 11 番 宇田川 亮君

議案第 78 号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例につきまして、日本共産党を代表して反対討論を行います。

この中身については福祉に寄与するとか、サービスを向上するだとかという中身も含まれていますが、しかし本会議の議案質疑の時に、金持ち優遇税制に繋がっている内容はないかという質問をした時に、ありませんという答えでした。

しかし中身を見てみますと、株式等の配当等に係る所得、これについて、いわゆる不労所得について所得税が 20% から 10% に減額されています。

これは以前からですが、この期間を 2 年間更に延長するという内容が含まれていることから、私はこの議案第 78 号については反対をいたします。以上です。

○ 議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に議案第 81 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 82 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 83 号について討論はありませんか。

宇田川 亮君。

○ 11 番 宇田川 亮君

議案第 83 号について反対討論を行います。

この補正予算の中身については、先の臨時議会の中で人事院勧告に基づく予算措置がされています。それで遡って減額するという中身も含まれていることから、これに係わる予算、この議案第 83 号と 86、87、88、89 号については全て反対させていただきます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に議案第 86 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 87 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 77 号 鞍手町定住促進奨励金交付条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 77 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 78 号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 78 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 81 号 鞍手町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 81 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 82 号 鞍手町歴史民俗資料館管理運営に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 82 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 83 号 平成 23 年度鞍手町一般会計補正予算第 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 83 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 86 号 平成 23 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 86 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 87 号 平成 23 年度鞍手町水道事業会計補正予算第 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 87 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第 19 議案第 79 号から日程第 25 議案第 90 号までの 7 件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13 番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 79 号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 80 号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例。

議案第 84 号 平成 23 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号。

議案第 85 号 平成 23 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号。

議案第 88 号 平成 23 年度鞍手町病院事業会計補正予算第 1 号。

議案第 89 号 平成 23 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第 1 号。

議案第 90 号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定。

本委員会は 12 月 14 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 79 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 80 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 4 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 5 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 8 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 9 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 9 0 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 7 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 0 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 4 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 5 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 9 0 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第79号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第80号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第84号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第85号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第88号 平成23年度鞍手町病院事業会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第89号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第90号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。
次に進みます。

日程第26 意見書第2号を議題とします。

提出者を代表して6番議員 原 哲也君に趣旨説明をお願いします。
原 哲也君。

○6番 原 哲也君

意見書第2号を提案いたします。

意見書第2号 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書。

別紙意見書案を提出します。

平成23年12月21日提出。

提出者 鞍手町議会議員 原 哲也、同じく栗田 幸則。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条並びに鞍手町議会会議規則（昭和62年鞍手町議会規則第1号）第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 川野 高實君

お諮りします。

意見書第2号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第2号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第2号 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって意見書第2号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第27 請願第2号を議題とします。

本請願は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の請願審査報告をいたします。

請願第2号 燃油関係の税制措置に関する意見書提出を求める請願。

本委員会は12月7日に付託された上記の請願を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

請願第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

請願第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

請願第2号 燃油関係の税制措置に関する意見書提出を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって請願第2号は委員長報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第28 陳情第1号を議題とします。

本陳情は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める陳情。

本委員会は12月7日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める陳情を採決します。
本案に対する委員長報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第29 陳情第2号を議題とします。

本陳情は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第2号 「郵政改革法案の早期成立を求める意見書」の提出を求める陳情。

本委員会は12月7日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第2号について討論はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

陳情第2号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書について、反対討論を行います。

この中身を見てみますと、郵政が民営化されて、今の現状等を書かれていますが、これについてはそのとおりだと考えます。

しかしながら今提出されている郵政改革法案を早期成立させても、現状のサービス低下、不満の解消等には繋がらないと考えます。何よりも郵政民営化自体を認めることになるような意見書と考えられますので、私はこの陳情に対しては反対いたします。以上です。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 「郵政改革法案の早期成立を求める意見書」の提出を求める陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって陳情第2号は委員長報告のとおり採択されました。

次に日程第30 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成23年第7回定例会を閉会します。

閉会 13時44分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川野高實

議員 武谷保正

議員 宇田川亮

平成23年12月21日

鞍手町議会

議長 川野高實

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道、及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、病院、介護老人保健施設に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査